

会計担当者研修



2026.1.21

はじめに

地域福祉の推進を実践していくために交付するもの

活動助成金は、各地域の様々な生活課題や福祉ニーズを解決するため、近隣住民による支えあい活動を始めとする地域福祉の推進を実践していくために交付されるものです。

助成金の交付要件は、条件を満たした場合に交付するものであり、必ずしも交付金額の範囲内で対象事業を実施しなければならないものではありません。

助成金を含めた財源で予算を編成し、必要な活動に充当をお願いします。

根拠
財源
対象事業

助成金額
申請

交付

仮払金

概要

地区社会福祉協議会
活動助成金交付要綱

- ・ 公費(市補助金)
- ・ 社協住民会費
- ・ 共同募金配分金
- ・ 地域福祉の推進を
目的とする活動費

地域ごとに作成
する活動計画書
に基づき、市社協
が定める活動を
実施する場合に
申請

市社協が定める
予算の範囲内で
6月末日までに
交付

仮払金交付申請書の
提出による手続き

- ・ 期限
令和8年4月10日(金)
- ・ 申請額
基本事業費1/2
- ・ 交付
令和7年度の
実績報告書提出後

繰越及び精算

▼助成金の交付を受けた活動が特別な理由がなく実施に至らなかった場合は精算

(翌年度「調整額」として減額) ※調整額については、地域担当職員を通して個別に連絡

▼申請した活動を実施したうえで残金が生じたときは他の活動への充当又は翌年度へ繰り越し

概要

- ▼交際費及び慶弔費、視察研修時の飲食代・入場料・宿泊費等は助成金を充当せず、自主財源や参加者負担金等を充当します。
- ▼ふるさと協議会の活動として、柏市へ補助金交付申請を行う活動・事業は助成対象外です。
- ▼ふるさと協議会の会計と会計処理の一本化を実施する地域は、会計関係書類(予算書・決算書・付表)は、同じものを2部ご用意いただき、ふるさと協議会と地区社協へそれぞれに提出ください。

会計処理上の
留意点

- ▼パソコン(会計データ)による処理を行わない地域については、手書きによる提出でも構いませんが、**様式は配布したもの**をご使用ください。
- ▼配布している会計データは、計算式が組み込まれているため、**行の削除や挿入を行うと計算式にズレが生じてエラーが表示される**のでご注意ください。(不具合が生じた場合はご連絡ください)

1 基本事業費

地域福祉の推進を目的に、
地域の支えあいの仕組み
づくりを展開していくための
経費として交付

要件

- ▼交付金額
基礎額300,000円と
人口規模による金額を
合わせた額

No.	人口	人口加算	No.	人口	人口加算
1	5,000人未満	20,000	17	20,000人～20,999人	495,000
2	5,000人～5,999人	50,000	18	21,000人～21,999人	520,000
3	6,000人～6,999人	80,000	19	22,000人～22,999人	545,000
4	7,000人～7,999人	110,000	20	23,000人～23,999人	570,000
5	8,000人～8,999人	140,000	21	24,000人～24,999人	595,000
6	9,000人～9,999人	170,000	22	25,000人～25,999人	620,000
7	10,000人～10,999人	200,000	23	26,000人～26,999人	645,000
8	11,000人～11,999人	230,000	24	27,000人～27,999人	670,000
9	12,000人～12,999人	260,000	25	28,000人～28,999人	695,000
10	13,000人～13,999人	290,000	26	29,000人～29,999人	720,000
11	14,000人～14,999人	320,000	27	30,000人～30,999人	745,000
12	15,000人～15,999人	350,000	28	31,000人～31,999人	770,000
13	16,000人～16,999人	380,000	29	32,000人～32,999人	795,000
14	17,000人～17,999人	410,000	30	33,000人～33,999人	820,000
15	18,000人～18,999人	440,000	31	34,000人～34,999人	845,000
16	19,000人～19,999人	470,000	32	35,000人～35,999人	870,000

※人口は前年度10月1日現在で柏市
が発表する人口を基本に市社協が
独自に算出

2 地域別計画推進費

▼概要

第5期地域別計画の達成に向けて活動を展開していくための経費。(地域別計画の目標に沿ってテーマを設定し、テーマに応じた意見交換会や会議、勉強会等の開催)。

内容によって、支えあい会議等と連携して実施することも可能

▼交付条件

地域別計画達成に向けた意見交換会や会議、勉強会等を年1回以上開催すること。

交付額
50,000円／1地域

3 広報・PR活動費

▼概要

地区社協活動を広く住民にPRするための経費

▼交付条件

広報紙又はホームページ等による福祉活動(地区社協活動)のPR

交付額

①広報誌発行

50,000円以内／1回発行

②ホームページ等による情報配信

50,000円以内／1年

※①、②を合わせ上限150,000円以内

4 相談・見守り活動費

▼概要

概ね、コミュニティエリアを対象に、地区社協または専門機関との連携・協働による窓口の設置や住民主体の見守り活動を通して相談支援活動を実施している場合に交付

▼交付条件

①相談窓口の設置

月に1回以上、相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら解決につなげていること。

②見守り活動

福祉委員や見守りサポーター等による体制(担当エリアが定まっている)が整備できており、日常的な見守り活動(月に1回程度)を行っていること。

民生委員としての活動は対象外

※①・②の両方を申請することも可能

交付額

- ① 相談窓口の設置
20,000円以内／1地域
- ② 見守り活動
20,000円以内／1地域

5 人材育成費

▼概要

新たな人材の確保や育成に取り組むための経費として、地区社協が実施する場合に交付(5項目)

交付額
30,000円以内／1項目
※上限150,000円
(5項目×30,000円)

5 人材育成費

▼交付条件

①一般公開講座

一般住民を対象とした講座の実施

実施例)

障害の理解に関する出前講座やフレイル予防教室 など。

②担い手確保

一般住民を対象とした担い手の確保につながる

講座等の実施

実施例)

初めてのボランティア講座 地域デビュー講座 など。

交付額

30,000円以内／1項目

※上限150,000円

(5項目×30,000円)

5 人材育成費

③福祉教育

児童や生徒等を対象とした福祉教育につながる
講座や事業の実施

実施例)

子ども福祉体験

夏休み体験学習

学校との世代間交流 など。

交付額

30,000円以内／1項目

※上限150,000円

(5項目×30,000円)

5 人材育成費

④スキルアップ

地域活動者を対象とした地域活動に活かせるような
講座等の実施

実施例)

サロンボランティアや訪問活動の担い手向け
研修会 など。

交付額
30,000円以内／1項目
※上限150,000円
(5項目×30,000円)

5 人材育成費

⑤ネットワーク

地域活動者を対象とした活動者および
地域関係者等の繋がりを構築するための経費

実施例)

サロン代表者会議

訪問活動のコーディネーター会議 など。

交付額

30,000円以内／1項目

※上限150,000円

(5項目 × 30,000円)

6 新規活動費

▼概要

地区社協が主催する活動で、当該年度中に新規で立ち上げる活動（準備期間を含む）で、概ね月に1回以上実施する場合に交付

▼交付条件

地区社協が主催する活動で、相談・見守り活動、サロン等の活動であること。

※1活動に対して1回の交付

※「4相談・見守り活動費」「7サロン等活動費」「8町会等サロン活動支援費」「9ボランティア団体サロン活動支援費」と併用しての申請はできません。

交付額

30,000円以内／1活動

7 サロン等活動費

▼概要

地区社協が主催するふれあいサロン、子育てサロン、ふれあい喫茶(カフェ)、ふれあい給食会等の活動費

ふれあいサロンとは、地域を拠点に住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決めともに運営していく仲間づくりの活動。誰もが気軽に出入りしておしゃべりや、仲間づくりをすることにより、地域でいきいきと元気に暮らせることを目指します。

7 サロン等活動費

▼交付条件

以下の条件の全てに該当する活動であること。

1. 特定の参加者に限定しない活動
2. 年齢、障害の有無、居住地に拘らない活動
3. 地域住民へ幅広く周知している
4. 参加者同士の会話(コミュニケーション)を中心としたふれあい活動で、安否確認や困りごとの発見につながる活動
5. 地域包括支援センターなどの専門機関に情報提供することが可能な活動

※開催回数は準備や会議を除きます。また、祝日や天候等により開催回数が減少する可能性も考慮して回数を設定してください。

交付額

- 年間6回以上11回未満
・・・20,000円以内／1活動
- 年間11回以上
・・・30,000円以内／1活動

7 サロン等活動費

▼交付対象にならない活動例

- ・市主催活動や老人会、シニアクラブの活動
- ・制度ボランティアとしての活動
- ・スポーツ、体操、芸術、文化等を主たる目的とする活動
- ・サークル的な活動(同好会等)
- ・慰問活動、訪問見守り活動

8 町会等サロン活動支援費

▼概要

概ね町会・自治会・区等を対象とし、地区社協が主催する活動以外で地区社協がサロン活動を支援するために交付

※実際に地区社協がサロン活動を行う団体を支援するために必要な金額を申請することとし、**他の地区社協事業に充当できません。**

8 町会等サロン活動支援費

▼交付条件

- ・「7サロン等活動費」の交付条件に準ずるものとし、サロン等活動費の条件に該当する活動であること。
- ・主としてサロン活動を行う団体であること。

※開催回数は準備や会議を除きます。また、祝日や天候等により開催回数が減少する可能性も考慮して回数を設定してください。

交付額

年間6回以上11回未満

・・・20,000円以内／1活動

年間11回以上

・・・30,000円以内／1活動

9 ボランティア団体サロン活動支援費

▼概要

概ねコミュニティエリアを対象として、地区社協が主催する活動以外で、地区社協がサロン活動を支援するために交付

※実際に地区社協がボランティア団体を支援するために必要な金額を申請することとし、
他の地区社協事業に充当できません。

9 ボランティア団体サロン活動支援費

▼交付条件

- ・「7サロン等活動費」の交付条件に準ずるものとし、サロン等活動費の条件に該当する活動であること。
- ・主としてサロン活動を行う団体であること。

※開催回数は準備や会議を除きます。また、祝日や天候等により開催回数が減少する可能性も考慮して回数を設定してください。

交付額

年間6回以上11回未満

・・・20,000円以内／1活動

年間11回以上

・・・30,000円以内／1活動

10 連携活動推進費

▼交付条件

次の条件の全てを満たすこと。

- ① ふる協・地区社協構成員以外の個人及び団体と連携して実施する活動であること。(助成のみの連携は不可)
- ② サロン等活動費など他の地区社協助成金に該当しない活動であること。
- ③ 連携する個人や団体が他の補助・助成を受けている場合は、その費用と重複せず、区分ができていないこと。
- ④ 連携団体等の会員のみを対象とする活動は対象外とする。
- ⑤ その他、体操など、数多くある中で特定の団体と連携する場合には、その目的や理由などをできるだけ明確にすること。

交付額

(1)30,000円以内／1事業

(2)上限額 ※人口規模による

人口15,000人未満

・・・1事業

人口15,000人以上30,000人未満

・・・2事業

人口30,000人以上45,000人未満

・・・3事業

人口45,000人以上

・・・4事業

令和7年度 実績報告

令和8年度 助成金申請

手続きの流れ

スケジュール

2月18日(水)

(地区社協連絡会)

令和7年度 実績報告書
令和8年度 仮払申請

ご案内

4月10日(金)

令和7年度 実績報告書
令和8年度 仮払申請

締切り

5月中旬

令和7年度の実績報告書で調整額があるときは
地域担当職員から報告

スケジュール

5月20日(水)

令和8年度 助成金申請

ご案内

6月5日(金)

令和8年度 助成金申請

締切り

6月末一斉交付

※仮払金及び昨年度生じた調整額を差し引いた額